

## 中山間地域好循環創出支援事業（農林水産業ビジネス型）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、中山間地域好循環創出支援事業（農林水産業ビジネス型）の実施に係る農林漁業者を含む地域団体等又は協同労働団体への補助金の交付に関し、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

### （目的）

第2条 本事業は、農林漁業者を含む地域団体等又は協同労働団体が実施する中山間地域の活性化に関する事業に要する経費の一部又は全部を補助することにより、中山間地域の活性化を図ることを目的とする。

### （補助対象地域）

第3条 補助対象地域は、別表に掲げる山村振興法に基づく振興山村指定地域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域指定地域、農林水産省の農業地域類型において中山間地域に設定されている地域又は離島振興法に基づく離島振興対策実施地域のいずれかに該当する地域とする。

### （補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、農林漁業者を含む地域団体等又は協同労働団体が主体となって、第3条に規定する対象地域で実施する次のいずれかに該当する事業のうち、本補助の終了後も自立して継続される見込みが高い事業を優先的に対象とする。

- (1) 農林水産物等の農村資源を活用した新たな観光交流、耕作放棄地を活用した農業、農作物を加工する製造業及び加工品を販売するサービス業など、農林水産業ビジネスを行うきっかけづくりとなり、中山間地域の活性化に資する事業
  - (2) その他市長が第2条に規定する事業の目的に資すると認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。
- (1) 国・県・本市又は国・県・本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業
  - (2) 特定の個人や事業者、政党、宗教を利する事業
  - (3) 地域住民等の理解又は協力を得る見込みのない事業
  - (4) その他市長が適当でないと認める事業

### （補助対象団体）

第5条 補助対象団体は、農林漁業者を含む3人以上で構成される地域団体等又は協同労働団体（以下「地域団体等」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が地域団体等の構成員に含まれている場合は、補助対象団体としないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

### （補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費（事務所経費、総会・役員会の開催に

要する経費等の団体の基礎的活動に要する経費、人件費及び飲食費は除く。)のうち、市長が必要と認める額を対象とする。

(補助内容)

第7条 補助金の補助年度、補助率及び補助限度額は同一事業につき次表のとおりとする。

補助年度	補助率	補助限度額
初年度	補助対象経費の1分の1以内	100万円
2年度目	補助対象経費の3分の2以内	70万円
3年度目	補助対象経費の2分の1以内	50万円

- 2 補助金の交付回数は、同一事業につき各年度1回とする。
- 3 複数年度にわたり同一事業の補助を受けようとする場合においては、初年度申請の際に年次計画書を添付するとともに、毎年度、補助対象事業の募集に応募しなければならない。
- 4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、その端数金額は切り捨てるものとする。

(補助対象事業の募集)

第8条 市長は、補助対象事業を毎年度、期間を定めて、区ごとに募集の受付をするものとする。

2 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、次に掲げる書類を、指定期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体の概要書(様式第4号)
- (5) その他市長が必要と認める書類(様式第5号)

3 その他補助対象事業の募集に関することは、地域活性化調整部長が定める。

(補助対象事業の審査等)

第9条 応募があった補助対象事業については、区ごとに優先順位をつけ地域活性推進課に送付し、地域活性推進課に設置した審査会において、審査を行うものとする。

- 2 補助対象事業の審査及び審査会に関することは、地域活性化調整部長が定める。
- 3 地域活性化調整部長は、前2項の規定に基づく審査の結果を企画総務局長に提出するものとする。
- 4 企画総務局長は、前項の規定により提出された審査の結果を確認し、必要な調整を行うものとする。

(補助事業の決定)

第10条 市長は、前条に定める審査結果等に基づき、補助事業の採択又は不採択を決定し、採択を決定した事業については補助事業採択通知書(様式第6号)により、不採択を決定した事業については補助事業不採択通知書(様式第7号)により、それぞれ申請団体に通知するものとする。

(補助金の交付決定等)

第11条 前条の事業採択通知書の交付を受けた申請団体は、補助金の交付を受けるに当たって、次に掲げる書類を、指定期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第8号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査等により、内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第9号）により、申請団体に通知するものとする。

3 前項の交付決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し又は効用の増加した不動産等、機械・器具で、取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上のものを、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間（当該期間が10年を超える場合は、10年とする。）内に、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (7) その他広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）を順守すること。

4 補助金は、原則として概算払いにより交付する。

（交付決定の取り消し）

第12条 市長は、補助決定団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。（様式第11号）

- (1) 補助決定団体が補助対象団体でなくなったとき。
- (2) 前条第3項第1号の条件に違反したとき。

（計画変更の承認等）

第13条 補助決定団体が、第11条第3項第2号又は第3号に規定する市長の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画変更申請書（様式第12号）
- (2) 変更事業計画書（様式第13号）
- (3) 変更収支予算書（様式第14号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（事業遂行状況の報告）

第14条 市長は、補助事業者に対し、別記様式第15号により、随時事業遂行状況報告を求めることができる。

（実績報告等）

第15条 補助決定団体は、当該補助事業が完了したときは、その完了の日から10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第16号）
- (2) 事業実施報告書（様式第17号）
- (3) 収支決算書（様式第18号）
- (4) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し（市長が必要と認めるものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助決定団体は、補助金の精算に当たり過金を生じたときは、速やかにこれを返納しなければならない。
- 3 補助決定団体は、事業が完了した年度の翌年度から起算して3年間、各次年度の4月15日までに前年度の事業実施報告書を、市長に提出するとともに、ホームページ等で広く第三者への情報発信に積極的に取り組まなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第16条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出を受けた場合において、補助事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第19号)により、当該補助決定団体に通知するものとする。
- 2 市長は、前条第1項の規定による書類の提出を受けた場合において、当該提出に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業に係る補助決定団体に命じ、又は当該補助金の全部若しくは一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

(届出の義務)

- 第17条 補助決定団体は、その事務所を移転し、名称若しくは代表者を変更し、又は解散等の重大な事故が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。(様式第20号)

(委任規定)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和6年1月19日から施行する。

別表 補助対象地域（第3条関係）

区	対 象 地 域
南区	似島町
安佐南区	伴北七丁目の一部、沼田町大字阿戸、大字吉山
安佐北区	白木町、狩留家町、小河原町、上深川町、可部町大字南原、大字上町屋、大字下町屋、大字桐原、大林町、大林一丁目～四丁目、三入一丁目～七丁目、三入東一丁目・二丁目、三入南一丁目・二丁目、安佐町、あさひが丘一丁目～九丁目
安芸区	上瀬野町、上瀬野一丁目・二丁目、上瀬野南一丁目・二丁目、瀬野町、瀬野一丁目～五丁目、瀬野西一丁目～六丁目、瀬野南一丁目、瀬野南町、畑賀町、畑賀一丁目～三丁目、阿戸町
佐伯区	湯来町、杉並台、旧五日市町の一部